事前準備を行い 軽減税率制度開始に 備えましよう

目次

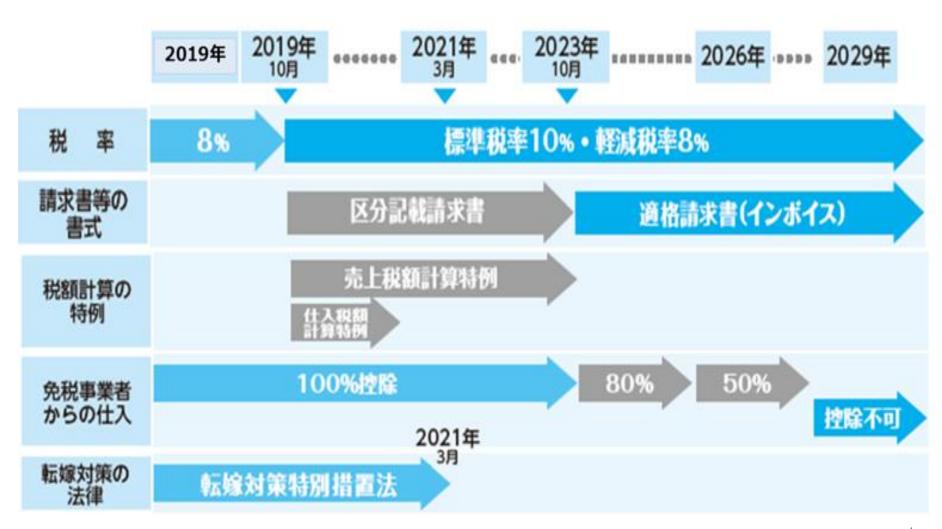
1.軽減税率制度とは

2.軽減税率制度での対策

1:軽減税率制度とは

消費税率引上げスケジュール

<消費税引上げスケジュール>



消費税の軽減税率制度とは

- ○軽減税率制度
- ・実施は消費税率10%への引上げと同時 (2019年10月1日)



- ・地方消費税と合わせて8% (地方税率は1.76%)
- 対象となるのは、
 - ①酒類と外食を除くすべての飲食料品
 - ②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
 - ③飲食料品とそれ以外が一体となっている場合は対象外ただし一定金額(税抜き1万円)以下の少額のものであって、主たる部分(2/3以上)が飲食料品で構成されているものは、その全体を飲食料品として軽減税率の対象



消費税の軽減税率は全事業者対象

軽減税率は、何も食品を販売している企業だけが対象ではありません。どんな企業も、仕入れや支払の部分で、

1:会議用の弁当やお茶の購入(8%)

2:福利厚生費としての食品の購入(8%)

3:交際費での相手への食品のお土産(8%)

4:定期購読の新聞(8%)



一方、食品会社や飲食店であっても すべてが8%というわけではなく、

1:水道光熱費 (10%)

2:梱包資材(10%)

3:アルコールや医薬部外品(10%)

といった、複数税率が併存することになります。



2:軽減税率制度で必要な対策

軽減税率制度対策の全体像

軽減税率制度

消費税率が2019年10月より現在の8%から10%に引上げられますが、一定の商品・サービスについては軽減税率制度により8%になります。その対象となるのは、生活必需品である飲食料品と週2回以上発行で定期購読される新聞です。ただし、全ての飲食料品が軽減税率の対象となるわけでなく、酒類や外食は対象外となります。対象品目の税率を正しく判断するためには、酒類の定義や外食の定義を把握しなければなりません。また実際に価格表示をどうするのか、請求書を含めた事務処理をどのように変更するか、これらを従業員が理解し対応していくための従業員教育の実施も検討してください。



対象品目

飲食料品でも、軽減税率の 対象になるものとならないも のがあります。酒類や外食は 対象外ですし、他にも細かく 定義されていますので、それぞ れの定義を把握しておきましょ う。



価格表示

お客様がお持ち帰りか、イートインなのか、 お店側が単品で販売するのか、一体資産として 販売するのかによって、消費税率が異なる場合 があります。お客様が混乱しないように、どちら の税率が適用されるのか、わかりやすく表示 しましょう。 税率の違いを分かりやすく 表示しないとお客様を 混乱させてしまいそう・・・



変更となる事務処理

事業者は軽減税率制度が導入されると、2つの税率に対応した経理処理をしなければなりません。その結果、新たな事務作業が発生することになります。



請求書等の記載事項の追加

2019年10月1日より税率 の区分をした領収書や請求書 (区分記載請求書等)にする必要 があります。

また、2023年10月1日に は適格請求書等へ対応してい く必要があります。



どのような 記載事項を追加する 必要があるの? 区分記載請求書って なに??



従業員教育の必要性~対象は全事業者~

飲食料品を扱っていない場合でも、会議等でお茶やお菓子を 購入すれば、軽減税率対象になります。このように、すべての事 業者が複数税率に対応しなければなりません。制度理解に向け て、従業員への教育やトレーニングの準備も進めましょう。





軽減税率制度で必要な対策

- 1:対象品目の確認
 - ⇒根拠法は**食品表示法と酒税法**
 - ⇒状況によって税率が変わることも
- 2:価格表示方法の検討
 - ⇒誤認を防ぐために、2種類の価格の表示も
- 3:変更となる事務処理の確認
 - ⇒仕入・販売での確認事項
- 4:請求書等の記載事項の追加
 - ⇒まずは区分記載請求書の理解
- 5:適切な対応に向けて従業員への周知と教育
 - ⇒トレーニングにはしっかりと事前準備が必要



対象品目



軽減税率 (外食にあたらない)

- ・テイクアウト、持ち帰り、出前 宅配、お土産
- ・屋台での軽食(テーブル、椅子 等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰り と店内飲食を区別します。

(例) お客様の求めに応じて店がテ イクアウト用に提供したものを 店内で飲食した場合でも軽減 税率の対象になります。 一般では、 標準税率 (外食・ケータリング等)

- ・店内飲食(イートイン含む)
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

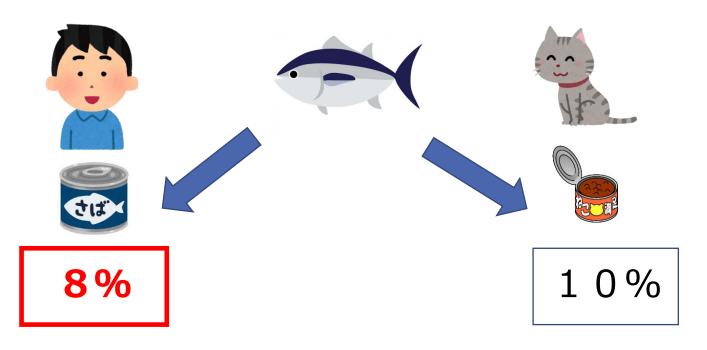
有料老人ホーム等で提供される 一定の基準を満たす飲食料品 は軽減税率の対象になります。

ここでのポイント:

- ①対象は「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」
- ②言葉の定義:飲食料品・酒類・外食(ケータリングを含む)・一体資産
- ③状況により軽減税率対象と標準税率対象が入れ替わることも

飲食料品

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に 規定する食品(飲食物)をいいます。



軽減税率の対象となる「飲食料品」は、食品表示法に規定する食品を言います。 ですので、同じ魚を原料とするものでも、人が食べられる缶詰は軽減税率の対象と なりますが、猫の餌として加工されたものは人が食べられませんので、食品表示法 に規定する食品には該当せず、軽減税率の対象にはなりません。

酒類

軽減税率の対象外となる「酒類」とは、酒税法に規定するアルコール分一度以上の飲料をいいます。

ノンアルコールビール



8%

酒類

みりん





10%

軽減税率の対象外となる「酒類」とは、酒税法に規定するアルコール分一度以上の飲料をいいます。

ノンアルコールビールはアルコール分一度未満になりますので、軽減税率の対象となりますが、みりんはアルコール分一度以上になるので、軽減税率の対象とはなりません。

外食

軽減税率の対象外となる「外食」の定義は、以下の2つの要件を何れも満たす場合になります

①場所要件: デーブル・椅子・カウンターその他

飲食に用いられる設備のある場所

②サービス要件:飲食料品を飲食させる役務の提供

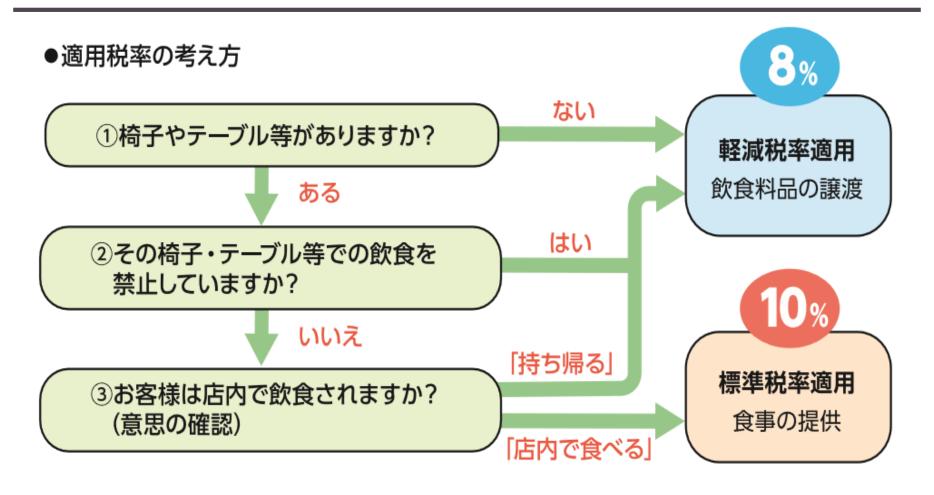
場所要件



サービス要件

テイクアウト・持ち帰り・出前・宅配は軽減税率の対象になります。一方、相手が 指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供は、 「ケータリング、出張料理」となり、軽減税率の対象外になります。

外食への判断 (適用税率の考え方)



上記のチャート図に従って、軽減税率対象(8%)なのか、標準税率(10%)なのか、といった 適用税率を判定します

一体資産

- 一体資産とは、軽減税率の対象品目と軽減税率の対象でない 商品と販売する場合で、消費税法上以下と定義されます
 - ①食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているもので
 - 2一の資産としての価格のみが提示されているもの
 - 一体資産は、原則標準税率(10%)が適用されます なお、以下の要件を満たすものについては、全体が軽減 税率(8%)の対象となります
 - ①一体資産の販売価格(税抜)が1万円以下かつ
 - ②一体資産の価額のうちに飲食料品の価額の占める割合が2/3以上となるもの

一体資産への判断





注意:個々の商品の価格の内訳があったり、お客様が自由に組合せができるような 販売方法は該当しません。例えば、お客様が飲料等を自由に選択できるような組合 せは該当しません。

定期購読の新聞

軽減税率が適用される定期購読の新聞とは、一定の題号を用い、一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞かつ定期購読契約に基づくものになります

スポーツ新聞や各業界の新聞なども、政治、経済、社会、 文化等に関する一般社会的事実を掲載し週2回以上発行されれば、軽減税率は適用されます

ただし、以下の点に留意が必要です

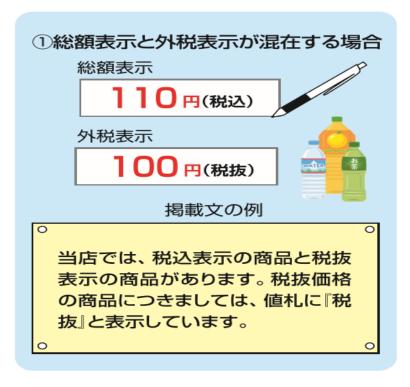
①駅やコンビニエンスストア、その他 小売店等で販売される定期購読に 基づかない新聞は、軽減税率の対象外

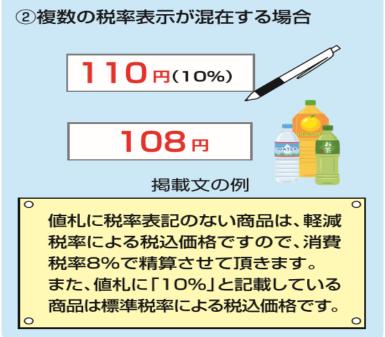


②インターネットを通じて配信する電子版の 新聞は、電気通信回線を介して行われる 役務の提供(電子通信利用役務の提供)に該当し、 軽減税率の対象外

価格表示

価格表示はわかりやすく。誤解防止には別途説明POP等 を作成することも検討しましょう





表示方法	主なメリット	主なデメリット
総額表示	支払総額が明確	値上げの印象・変更作業が必要
外税表示	値上がりした印象が薄い	支払総額がわかりにくい

変更となる事務処理

軽減税率制度導入によって、事務処理の変更が必要になります。特に、軽 減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、レジの入替や受発注シス テムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が必要です

仕入・支払の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、仕入・支払の際に複数の税率が混在します。

お弁当屋さんの例

仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在。



野菜:8%

コメ:8% お酒:10%

容器:10%

水道代・光熱費:10%

すべての事業者の影響

企業が会議用に購入するお弁当や お茶、取引先への贈答用菓子、週 2回以上発行の新聞の定期購読に かかる消費税は8%です。

- ●支払先ごとに納品書と請求書の各品目の 税率、請求金額に誤りが無いか確認
- ●税率がわからない場合は、仕入先に確認 し、自社で税率を請求書等に記載



変更となる事務処理

販売の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、販売の際に複数の税率が混在する可能性があります。

お弁当屋さんの例

お弁当の消費税率は8%、

お酒の消費税率は10%となり、8%と10%が混在。







お客様の誤解や誤認を防ぐために、 わかりやすい価格表示やていねい な説明が必要になります。



お弁当:8%

お酒:10%

- ●複数税率に対応したレジの導入
- ●レジに商品ごとの価格、税率を登録
- ●どの価格表示のパターンを選択するか検討し、値札・棚札等 に価格を記載
- ●請求書や領収書には軽減税率対象品目である旨と税率ごとに 合計した対価の額を記載
- ●返品の場合、税率を確認して返金

事務処理の流れを確認

【事務作業の流れ(弁当販売店の例)】

値 付 1+ 原価計算のために税率を確認

自社製造の惣菜・お弁当等の仕入 に係る消費税率









8%? 10%



食材 8%

光熱費:割りばし:トレー: 10% 10%

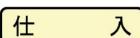
10%

発注書に記載する税率の確認



注

発





販 売



- 各品目の税率を確認
- 税率がわからない時は 仕入先へ確認
- ・ 仕入先ごとに、納品書に基 づき8%と10%にわけて仕 入額を記帳
- レジの軽減税率への対応
- 商品ごとに価格、税率の登録
- 値札・棚札に適用税率を記載



- 領収書に軽減税率対象品目で ある旨の記載し、税率毎に合計 した対価の額を記載
- 顧客からの適用税率のお問合 せに答えられるように従業員を 教育する
- 割引やスタンプカードの値引き の対応
- 返品の場合税率を確認しながら
- 発行済み領収書を回収し、新た な領収書を発行



・ 仕入先ごとに1ヶ月間の納品書と請 求の各品目の税率、請求金額に誤 りが無いか確認



- 会計システムの軽減税率への対応
- 売上・仕入毎に区分し、税率毎に割 り戻し計算を行う



後対応

- 返品・クレーム対応
- 書類等の修正と保管
- ソフトやシステムのメンテナンス

請求書等の記載項目の追加

引 現行の請求書

~ 2019年9月30日





2 区分記載請求書

2019年10月1日 ~ 2023年9月30日



請求書の書式を 変更しなければ いけないな

※標準税率対象品目のみ を販売している場合は、 現在と同様の書式で対応 することも可能です。



3 適格請求書

2023年10月1日~



登録番号の申請や 適格請求書の 準備が必要だな



請求書等 記載項目 請求書発行者の氏名または名称 取引年月日 現 行 取引内容 0) 分記 請 求 対価の額 載 書 請 格 等 書類の交付を受ける者の氏名または名称 求 請 書等 求 ①軽減税率の対象品目である旨 書等 ②税率ごとに合計した対価の額 ③登録番号 ④税率ごとの消費税額 ⑤消費税率

従業員教育

- ・軽減税率制度についての理解と確認 (取扱い商品の対象か対象外かの仕分け、納品書や請求書 の税率、適切な価格表示や棚割り、経理処理、など)
- ・レジ操作方法の確認とトレーニング
- ・接客対応(領収書記載・問合せ・予約・返品処理など)
- ・消費税転嫁対策特別措置法の順守
- ・応対のロールプレイングや勉強会 の実施と情報共有 (全従業員での意識統一する)



参考:対策スケジュール

2:対策スケジュール(システム化)

消費税率引上げと軽減税率への対策は、以下のようなスケジュール を参考にしてください

1:対策スケジュール (全般)

2019 2019 2021 2019 2019 4月 9月 10/1 3/31 4月 · · 9月 10/1 7月 8月 7月 8月 標準税率10% 消費税率8% 軽減税率 8% 軽減税率対策補助金 (事業完了期限 9/30) 消費税転嫁対策特別措置法 会計システム 販売管理システム 現状を確認 現状を確認 電子受発注システム 予算取りと段取り) □納税額の想定 ・ネットショップ □販促計画の策定 一軽減税率制度の確認 (駆込需要/反動減) 価格改定時期により 対象品目の確認 スケジュールは 自社完結でなく 変わってくる □価格戦略の検討 → □価格表示の検討 価格表示変更 IT業者との →(1)システム開発が必要 調整が必須 値上げするなら、いくら?いつから? 開発範囲と 3ヶ月前までには開発を完了して、導入期間とする スケジュールを確認 経理担当を中心とした対応 売場担当を中心とした対応 現場での □契約内容の見直し・契約書変更 □トラブル・クレームの想定 ▲システム切替 開発 テスト □転嫁拒否行為の確認 □仕入・支払の事務処理ルールの確認 □消費税分值引 □販売の際の事務処理ルールの確認 価格戦略や 広告等してないか □区分経理の確認 価格表示の検討 □請求書等書類の変更 □従業員教育 □税額計算の特例の検討 → (2)設定の変更・簡易なアップデートでOK □経過措置の対象確認 半年前と直前期と アップデート 設定内容 時期を確認 実施 |T担当を中心とした対応 価格戦略や システム会社への問合せ お試し 価格表示の検討 □補助金の確認 ▲設定反映 登録等 運用 □システム対応方針の検討 →□レジ等システムの改修 →□設定変更

事前準備を行い 軽減税率制度開始に 備えましよう

目次

3.請求書等の記載事項の追加

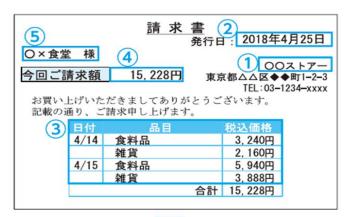
4.消費稅転嫁対策特別措置法

5.参考

3:請求書等の記載事項の追加

区分記載請求書

(1) 現行の請求書(~2019年9月30日)



(1)現行の請求書

- ①請求書発行者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容
- 4対価の額
- ⑤交付を受ける者の氏名又は名称



(2)区分記載請求書(2019年10月1日~2023年9月30日)



(2)区分記載請求書

上記①~⑤に加え下記事項を追加

- ⑥軽減税率の対象品目である旨
- ⑦税率ごとに合計した対価の額
- ※区分記載請求書には領収書や納品書、 レシートなども含まれます

2019年10月1日より区分記載請求書に様式変更をする必要がある

区分記載請求書のパターン①

区分記載請求書では、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」を記載する必要があります 記載のパターンは以下のような書式があります

記号・番号等を使用した場合の 区分記載請求書等の記載例

請求書 (株)○○御中 2020年11月30日 11月分 131,200円 (税込) 品名 日付 金 額 小麦粉 ※ 11/1 5,400円 キッチンペーパー 11/1 2.200円 牛肉 ※ 11/2 10.800円 合計 131.200円 10%対象 円000.88 8%対象 43.200円 ※は軽減税率対象商品 △△商事(株) 同一請求書内で、消費税率ごとに商品を区分して 区分記載請求書等を発行する場合の記載例



※「税率ごとに合計した対価の額(税込)」については、適格請求書等保存方式(2023年10月~)を見据えて、 「税率ごとに合計した対価の額(税抜)および消費税額等」を記載しても差し支えありません。

区分記載請求書のパターン②

消費税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合の記載例

軽減税率対象分



(株)○○御中

2020年11月30日

11月分 43,200円 (税込)

日付	品 名	金 額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
:	:	į
습計		43,200円

△△商事(株)

軽減税率対象分以外

請求書

(株)○○御中

2020年11月30日

11月分 88,000円(税込)

目付	品 名	金 額
11/1	キッチンベーバー	2,200円
:	:	;
合計		円000,88

△△商事(株)

区分記載請求書のパターン③

区分記載請求書等には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が 交付するレシートなど取引事実を証する書類も含まれます。領収書には以下のよう な書式があります

区分記載請求書に対応した領収書等の記載例

領収書		
△ △ 商 事		
¥1,527-		
但し、10%対象(ワイン代) ¥825- 8%対象(食品代) ¥702-		
上記金額正に領収いたしました。 ○○スーパー 東京都○○区○○1-2-3		



適格請求書(インボイス)の導入

2023年10月1日以降、仕入税額控除には、原則、 インボイスの保存が必要になります 従ってインボイスを発行できない免税事業者からの仕入 れは仕入税額控除の対象となりません



ただし、インボイス導入後、免税事業者からの仕入れの一定割合を税額控除できる経過措置が講じられます (ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合)

経過措置期間	控除割合
2023年10月1日~2026年9月30日	8 0 %
2026年10月1日~2029年9月30日	5 0 %

適格請求書(インボイス)の記載項目

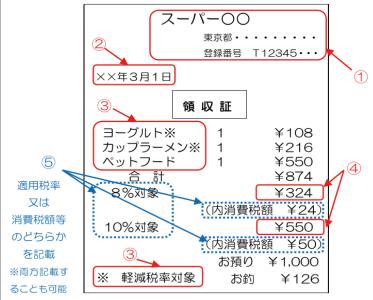
適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごと に1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書※

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)又は適用税率
- ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、 タクシー業等が交付することができます。





国税庁ホームページ

4:消費稅転嫁対策特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法とは?

消費税転嫁対策特別措置法(特措法)の目的 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 (中小企業・小規模事業者の利益を守っています!)

4つの 特別措置

1	消費税の転嫁拒否等の行為の是正 に関する特別措置
2	消費税の転嫁を阻害する 表示の是正に関する特別措置
3	価格の表示(外税表示、税抜価格 の強調表示)に関する特別措置
4	消費税の転嫁カルテル及び 表示カルテルに関する特別措置







※特措法の期限は2021年3月31日まで

例えば、価格の表示(③)は、期限までに「総額表示」 (税込価格) としなければなりません

転嫁拒否等の行為の是正とは? (例)

買い手



この商品についても、 飲食料品と一緒に 買うんだから8%の ままにしてよね

売り手



勝手な理屈で 8%に据え置かれても 困りますよ

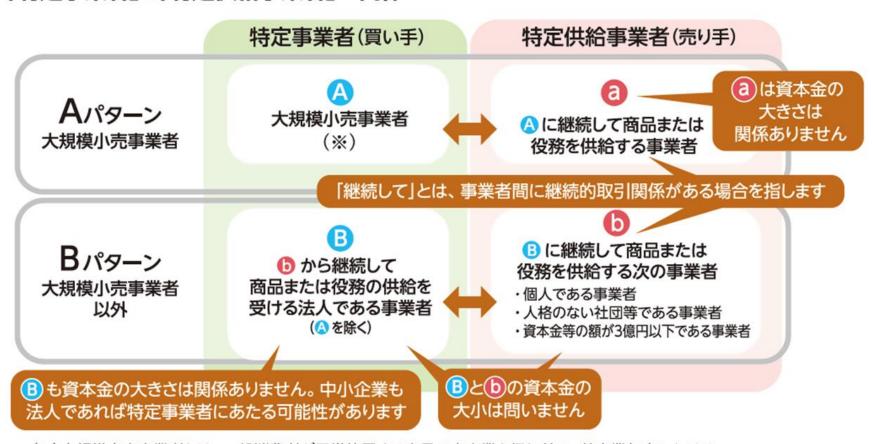
このような買いたたきなどの行為は 特措法で固く禁止されています。 違反した場合、公正取引委員会によ る勧告・その旨の公表がなされる可 能性があります。



転嫁拒否等の行為の規制対象者

以下の「特定事業者」(買い手)と「特定供給事業者」(売り手)の取引 が規制対象です

「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係



(※)大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者で、前事業年度における 売上高が100億円以上である者(もしくは一定規模の店舗面積のある店舗を有する者)をいいます。

禁止される転嫁拒否等の行為の類型

禁止されている転嫁拒否等の行為とは?

- ○減額または買いたたき
 - (例)・消費税増額分を払わない(減額)
 - ・合理的な理由(商品に瑕疵がある、納期に間に合わなかったなど)がなく 新税込価格より低い価格を売り手に指定する(買いたたき)
- ○商品購入、役務利用または利益提供の要請
 - (例)消費税分の値上げと引き換えに、買い手側が自社の商品の購入を要請する
- ○本体価格(税抜価格)での交渉拒否
- ○報復行為
 - (例)転嫁拒否等の行為を公正取引委員会等に知らせたことへの取引停止など

転嫁拒否等の行為はどうやって是正?



転嫁拒否等の行為が禁止されているといっても、是正されないと、結局は、 買いたたきなどが起こってしまうんじゃないかなあ。不安だなあ。



違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官により、必要な指導・助言がなされますまた、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します

社名が対外的に公表されると、 取引先などの信用を失いかねま せん。転嫁拒否等の行為は絶対 に行ってはなりません。

消費税の転嫁を阻害する表示の是正

- 消費税は転嫁しません⇒×
- ・消費税率上昇分値引きします⇒×
- ・消費税相当分のポイントを付与します⇒×



消費税分を値引きするというのは、 消費者にとって良いことなのに、 何でダメなのかなあ。

消費税とは**「最終的に<u>消費者が負担し</u>、事業者が納付する」** 税金です

消費者に消費税の負担について誤認されないため、事業者が 消費税を負担するような宣伝・広告を禁止しているのです

特措法についての従業員の理解・教育

特措法の順守は、経営者だけが理解していても、効果はありません。 **従業員が「知らず・知らず」に「会社のために」行った行為が仇に なることもあります**

また、「消費税増額分を値引きする」ということは、**お客である消費者にとっても利益になる**ので、良かれと思い、行ってしまう危険は十分にあります

特措法についての従業員の理解・教育が不可欠です



お茶やジュースは 特別に消費税率を 8%に据え置いて います。

酒類以外の飲料は元々軽減税率が適用されますので、あたかも10%から割り引いているような表示は禁止されています。





お酒は消費税率 **✓** 8%に据え置いて います。

酒類の消費税率は10% であり、このように、 消費者に消費税を転嫁 しないかのような表示 は禁止されています。

どのような値引きなら良いのか?

特措法は、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止しており、違反すると、消費者庁長官により、勧告や公表等がなされる可能性があります



事業者の企業努力による価格設定自体を制限するものでは ありません!

禁止されていない値引きの表示

①消費税との関連がはっきりしないもの

(例)春の生活応援セール、新生活応援セールなど

②偶然、消費税率の引き上げ幅と一致するもの

(例) 2パーセントの値引き、2パーセントの還元

③偶然、消費税率と一致するもの

(例)10パーセントの値引き、8パーセントの還元

消費税と関係が なければOKです。

価格の表示に関する特別措置(1)

値札の価格表示につき、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者には「総額表示義務」が課せられています (税込価格の表示をしなければならない)

総額表示

。 11,000 円 (稅込) 総額表示は、**支払総額が明確** になり、消費者保護のために 最も適切な表示です

価格の表示に関する特別措置(2)

特措法により、以下の表示が特例で認められています

特例※

外税表示

10,000円 (税抜)

特例※

税抜価格の強調表示

(税抜価格と税込価格の併記)

10,000円 (稅込11,000円)

メリット

- ・値上がりした印象が弱い
- 本体価格が変わらないことを アピールしやすい
- 価格表示の変更作業が不要
- ・値上がりした印象が弱い
- ・本体価格が変わらないことを アピールしやすい
- ・支払総額(消費税額)が明確

デメリット

- 支払総額がわかりにくい
- 消費税額の把握が困難

・価格表示の変更作業が発生

軽減税率対象商品かどうかも お客様に分かるように 工夫しなくちゃ。

※2021年4月1日以降は、総額表示に 修正しなければならないので注意が必要です

転嫁カルテル、表示カルテル(1)

そもそも「カルテル」とは?

☞複数の企業が共謀して商品の価格を一律で調整したり、生産数量を 取り決めたりすることです

企業間の競争の原理が働かなくなり、消費者が不当に高い金額で商品の購入等をせざるを得なくなってしまうことから、「不当な取引制限」として、独占禁止法第3条により禁止されています



した もっとも、

消費税率引上げに際しては、消費税の転嫁方法や表示方法 の決定のカルテルが特別に認められています

(事前に公正取引委員会の届出を必要とします)



カルテルの実施や参加等 は個々の事業者の判断に 委ねられています

転嫁カルテル、表示カルテル(2)

<転嫁カルテルの具体例>

- 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税増税分を 上乗せする旨の決定
- 消費税増税分上乗せした結果、計算上生じる端数を切上げ、切捨て、 四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定
- ※「本体価格を統一することの決定」は認められません
- ※ 参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です

<表示カルテルの具体例>

税率引き上げ後の価格について統一的な表示方法を用いること

- ●「消費税込価格」と「消費税額」を並べて表示
- 「消費税込価格」と「消費税抜価格」を並べて表示
- ※ 表示カルテルは、全ての事業者・事業者団体に認められています

5:参考

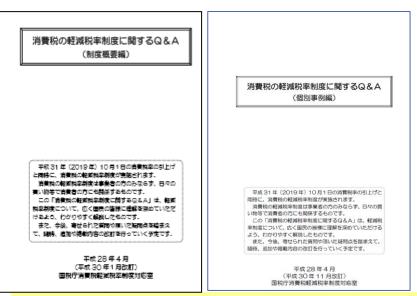
参考:軽減税率制度に関するQ&A(国税庁HPより)

「国税庁 消費税軽減税率制度 Q&A」で検索



Q&A

- ▶ <u>消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(平成30年6月)</u> (PDF/1,618KB)
- ▶ <u>消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)(平成28年4月)(平成30年1月改訂)</u> (PDF/662KB)
- 消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)(平成28年4月)(平成30年1月改訂)
 (PDF/934KB)
- ▶ 法人税 質疑応答事例「消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて」



個別事例編(平成30年11月改定) と制度概要編

参考: 軽減税率制度に関するQ&Aの内容

(目次)

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等	
(「飲食料品」の範囲)	
間1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。・・・ 1	
(生きた畜産物の販売)	
間2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率	
の適用対象となりますか。[平成 29 年 1 月改訂]	
(水産物の販売)	
間3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となり	
ますか。 2	
(家畜の飼料、ベットフードの販売)	
間4 家畜の飼料やベットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。・・・・・2	
(コーヒーの生豆の販売)	
問5 当社は、コーヒーの生豆の販売を行っていますが、軽減税率の適用対象となります	
か。【平成 30 年 1 月遙加】	
(もみの販売)	
間6 もみの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 3	
(苗木、種子の販売)	
間7 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。・・・・・・3	
(水の販売)	
間8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。 3	
(氷の販売)	
間9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

(生きた畜産物の販売)

問2 当社は、畜産業として肉用牛を販売していますが、生きている牛の販売は、軽減税率の 適用対象となりますか。【平成29年1月改訂】

[答]

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛、食用豚、食鳥等 の生きた家畜は、その販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、 「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません(改正法附則 34①一、 軽減通達2)。

なお、これらの家畜の枝肉は、人の飲用又は食用に供されるものであり、その販売は軽減 税率の適用対象となります。

(水産物の販売)

問3 当社では、食用の生きた魚を販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供 される活魚は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります(改正法附則34 ①一、軽減通達2)。

なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞 用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(家畜の飼料、ベットフードの販売)

間4 家畜の飼料やベットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

[答]

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供 されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やベットフードは、「食品」に該当せず、その販 売は軽減税率の適用対象となりません(改正法附則34①一、軽減通達2)。

(コーヒーの生豆の販売)

問5 当社は、コーヒーの生豆の販売を行っていますが、軽減税率の適用対象となりますか。 【平成30年1月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるコーヒーの生豆は「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります(改正法 附則34①一、軽減適達2)。

早め早めの情報収集と事前準備で スムーズな移行を!





サポートが必要なときは 商工会議所ご担当に相談を!